○長野市自然環境保全条例施行規則

平成15年６月25日長野市規則第33号

改正

平成17年３月１日規則第４号

令和３年５月20日規則第32号

長野市自然環境保全条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、長野市自然環境保全条例（平成15年長野市条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保全地域の指定等の告示）

第２条　条例第９条第３項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（１）　保全地域の名称

（２）　保全地域（地域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の地域

（３）　保全地域の指定又は地域の拡張の案の縦覧場所

２　条例第10条第４項において準用する条例第９条第３項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（１）　保全計画の決定又は変更の案の概要

（２）　保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

（公聴会）

第３条　市長は、条例第９条第５項（同条第８項及び条例第10条第４項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認める者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

２　前項の告示は、公聴会の４週間前までに行うものとする。

３　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の１週間前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を市長に届け出なければならない。

４　市長は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の３日前までに、指定した者に対しその旨を通知するものとする。

５　公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

6　公聴会において、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者及び意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に、異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

7　公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

8　議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

9　公述人及び発言を許された者は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言してはならない。

10　公述人及び発言を許された者が、前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は注意し、なお従わないときはその発言を禁止し、又は制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

11　議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を制止し、その命令に従わないときは、退去させることができる。

（保全のための施設）

第４条　条例第11条の規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

（１）　管理上必要な歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設

（２）　排水施設及び廃棄物処理施設

（３）　植生復元施設、病害虫等除去施設及び防火施設

（４）　給じ施設

（保全地域における行為の許可申請書）

第５条　条例第12条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、長野市自然環境保全地域内何々許可申請書（様式第１号）を提出して行うものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。

（１）　行為地の位置を明らかにした地形図

（２）　行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真

（３）　行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

（４）　行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした図面

（５）　その他市長が指定する書類

（保全地域内の行為の許可基準）

第６条　条例第12条第３項の規則で定める基準は、別表第１に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げるとおりとする。

（非常災害のために必要な応急措置として行う行為の届出書）

第７条　条例第12条第５項の規定による届出は、長野市自然環境保全地域内非常災害応急措置行為

済届出書（様式第２号）によるものとする。

２　前項の届出書には、第５条第２項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

（着手行為の届出書）

第８条　条例第12条第７項の規定による届出は、長野市自然環境保全地域内行為着手済届出書（様式第２号）によるものとする。

２　前項の届出書には、第５条第２項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

（保全地域内における許可を要しない行為）

第９条　条例第12条第８項第２号の規則で定めるものは、別表第２に掲げる行為とする。

（保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第10条　条例第12条第８項第４号の規則で定めるものは、別表第３に掲げる行為とする。

（行為完了の報告書）

第11条　条例第14条の規定による報告は、長野市自然環境保全地域内行為完了報告書（様式第３号）によるものとする。

（事前協議書の提出）

第12条　条例第15条の規定による協議は、長野市自然環境保全地域内開発行為事前協議書（様式第４号）を提出して行うものとする。

２　前項の協議書には、第５条第２項各号に掲げる図面等を添えなければならない。

（自然環境影響調査の対象）

第13条　条例第16条の規則で定める基準は、面積3,000平方メートルとする。ただし、周辺の環境等を考慮して市長が特に必要があると認める開発行為は、長野市環境審議会の意見を聴いて別に定める規模とする。

（自然環境影響調査）

第14条　条例第16条第３号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　当該行為の自然環境に与える影響の軽減措置

（２）　他の方法によって当該行為の目的を達成し得る代替案が考えられる場合には、それらの代替案と当該行為との自然環境の保全の観点からの比較

（３）　当該行為の総合的評価

（自然環境影響調査の届出書）

第15条　条例第16条の規定による届出は、長野市自然環境影響調査結果届出書（様式第５号）によるものとする。

（法律等）

第16条　条例第18条に規定する規則で定める法律及び長野県の条例は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）、長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）及び長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）とする。

（身分証明書）

第17条　条例第20条第２項又は第22条第４項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第６号）とする。

（自然環境保全推進委員の任期）

第18条　推進委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（補則）

第19条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成15年９月１日から施行する。ただし、第１条から第４条までの規定は、同年７月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

保全地域内の行為の許可基準

１　建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。

（１）　当該建築物その他工作物の規模、形態及び用途が、その行為が行われる土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（２）　形態及び色彩が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。

（３）　建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第３号に規定する建築設備を除く。）の高さが地盤面（人口地盤を除く。）から13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること（建築物にあってはこう配屋根とすること。）。

（４）　集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。）又は集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が５以上ある建築物をいう。）にあっては敷地面積を戸数で除して得た面積が250平方メートル以上であること。

（５）　建ぺい率は40パーセント以下、容積率は80パーセント以下であること。

（６）　当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のこう配が30度以下であること。

（７）　当該建築物の壁面線は、別に定める幹線道路の路肩から10メートル以上、支線道路の路肩から５メートル以上離すこと（既存の建築物の改築において、土地の構造上その長さが確保できない場合は、既存の建築物を超えない範囲で建築することができる。条例の施行の日前に区画された宅地において土地の構造上その長さが確保できない場合は、２メートル以上離すこととする。）。

（８）　当該建築物の壁面線は、敷地境界線から５メートル以上離すこと（既存の建築物の改築において、土地の構造上その長さが確保できない場合は、既存の建築物を超えない範囲で建築することができる。条例の施行の日前に区画された宅地において土地の構造上その長さが確保できない場合は、２メートル以上離すこととする。）。

（９）　当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。

(10)　へい、その他遮へい物は設けないこととし、やむを得ず設けなければならない場合には生垣とすること。

(11)　誘導標、指導標等及び敷地内営業用看板を表示し、又は設置する場合（屋上以外に設置する場合に限る。）は、次に掲げる要件に該当すること。

ア　自己用であること。

イ　高さは５メートル以下とすること。

ウ　面積は５平方メートル以内（誘導標は１平方メートル以内）とすることとし、全体表示面積は10平方メートル以内（誘導標は２平方メートル以内）とすること。

エ　材質は木質観とすること。

オ　照明は下向きとすること。

カ　保安上必要なものを除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと。

キ　他の誘導標から100メートル以上離すこと。

２　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

（１）　当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　土地を開墾すること。

イ　工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ　教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第１項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ　工作物の新築、改築若しくは増築又は鉱物の掘採若しくは土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

カ　駐車場又はグラウンドを設置するため土地の形質を変更すること。

（２）　分譲することを目的とした一連の土地又は売却、貸付け若しくは一時的な使用を目的とする建築物を二棟以上設けることとする一連の土地（以下「分譲地等」という。）を造成する場合は、次のアからウまでに該当し、かつ、変更の方法及び規模が変更を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア　分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積がすべて700平方メートル以上とされていること。

イ　分譲地等の造成の計画において、こう配が30度を超える傾斜地及び別に定める幹線道路の路肩から10メートル、支線道路の路肩から５メートルの土地をすべて保存緑地とすること。

ウ　分譲地等の造成に係る工作物は、道路、給排水施設、境界くい等居住者の日常生活に必要であり、かつ、共通に整備することが適当であるもののみとすること。

（3） 道路を新設し、又は改良する場合は、次に掲げる要件に該当すること。

ア 縦断こう配が９パーセントを超える道路は舗装の上、滑り止めの措置を講ずること。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊の予防措置を講ずること。

ウ 法面の緑化措置を講ずること。

エ 道路の線形は、地形に順応させること。

オ 盛土又は切土は最小限とすること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（1） 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

（2） 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

（3） 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

（4） 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

（5） 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

4 木竹を伐採すること。

木竹の伐採の方法及び規模が、伐採を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

5 水面を埋め立てること。

水面を埋め立てる方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

6 井戸を掘削すること。

井戸を掘削する場合は、既存の井戸から300メートル以上離すこととし、掘削を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7 排水を放流し、又は地下浸透させること。

排水を放流し、又は地下浸透させる場合は、次に掲げる要件に該当し、行為を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（1） 住宅、事業所及び別荘については浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定するものをいう。）を設置することとし、長野市浄化槽の設置及び維持管理等に関する指導要綱（平成15年長野市告示第427号）に基づいて維持管理を行うこと。

（２） 井戸の周辺30メートル以内は地下浸透処理をしないこと。

（３） 排水を放流する場合は排水先の水路の構造等その維持管理上支障のないようにすること。

（４） 排水先が確保できない等やむを得ず地下浸透させる場合は長野市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱（平成15年長野市告示第428号）に基づく構造として維持管理を行うこと。

別表第２（第９条関係）

通常の管理行為又は軽易な行為で許可を要しないもの

１　建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装する行為で次に掲げるもの

（１） 床面積の合計が50平方メートル以下の建築物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること（改築、増築又は移転にあっては、改築、増築又は移転後において床面積の合計が50平方メートル以下となる場合における改築、増築又は移転に限る。）。

（２） 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給じ台若しくは給水台を設置すること。

（３） 砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条に規定する地すべり防止区域、河川法（昭和39年法律第167号）第６条第１項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

（４） 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第１項に規定する測量標を設置すること。

（５） 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

（６） 信号機、防護さく、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新設することを含む。）。

（７） 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

（８） 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

（９） 航空法（昭和27年法律第231号）第２条第４項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

（10） 郵便（信書便）差出箱、集合郵便等受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法

律第86号）第86条第３項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

(11)　電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

(12)　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

(13)　送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

(14)　社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

(15)　消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

(16)　建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（アからウまで又はカに掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築又は増築後においてアからウまで又はカに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

ア　高さが５メートル以下であり、かつ、床面積の合計が50平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ　空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

ウ　当該建築物の高さを超えない高さの物干場

エ　建築基準法第２条第３号に規定する建築設備

オ　地下に設ける工作物（建築物を除く。）

カ　高さが５メートル以下のその他の工作物

(17)　条例第12条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた行為又はこの表の各項に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(18)　法令の規定により、又は保安の目的で標識、看板等を設置すること。

２　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更する行為で次に掲げるもの

（１）　建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

３　鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で次に掲げるもの

（１）　建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

（２） 鉱業法（昭和25年法律第289号）第５条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

（３） 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。

（４） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。

４　木竹を伐採する行為で次に掲げるもの

（１） 建築物の存する敷地内において、木竹を伐採すること。

（２） 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

（３） 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、枝打ちし、除伐し、又は間伐すること。

（４） 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

（５） 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

５　水面を埋め立てる行為で次に掲げるもの

（１） 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

６　１から５までに掲げるもののほか次に掲げる行為

（１） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項若しくは第25条の２第２項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第２項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第１項第１号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

（２） 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第１項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

（３） 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　住宅又は高さが５メートルを超え、若しくは床面積の合計が50平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが５メートルを超え、又は床面積の合計が50平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

イ　用排水施設（幅員２メートル以下の水路を除く。）又は幅員が２メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が２メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

ウ　農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

（４）　国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

（５）　学校教育法第１条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

（６）　文化財保護法第27条第１項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第１項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第１項の規定により指定され、若しくは同法第110条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第４条第１項の規定により指定された有形文化財若しくは同条例第31条第１項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物又は長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）第４条第１項の規定により指定された指定有形文化財若しくは同条例第31条第１項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

（７）　都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第18条第３項（同法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

（８）　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（９）　工作物の修繕のための行為

７　１から６までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第12条第１項第１号から第３号まで若しくは第５号に掲げる行為で森林法第25条第１項若しくは第25条の２第２項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第２項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第12条第１項第４号に掲げる行為で条例第10条に規定する保全計画において指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

別表第３（第10条関係）

国及び地方公共団体が行う行為で許可を要しないもの

1　砂防法第１条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

2　地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

3　河川法第３条第２項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

4　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

5　道路法第２条第１項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

6　下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

7　遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

8　１から７までに掲げる行為に附帯する行為

様式第１号の１（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内建築物等の新築
（改築、増築、改装）（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における建築物等の新築（改築、増築、改装）の許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
建築物・工作物の種類		
施行方法	敷地面積	
	規模	
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

添付書類
（１）行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）その他市長が指定する書類

様式第１号の２（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内土地の形質変更（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における土地の形質の変更の許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	土地の形質を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形質	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

添付書類
（１）行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）その他市長が指定する書類

様式第１号の３（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内
鉱物の掘採（土石の採取）（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施行方法	掘採(採取)方法	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形質を変更する面積	
	掘採(採取)後の土地の形質	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地の取扱い	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

添付書類
（１） 行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２） 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３） 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４） 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５） その他市長が指定する書類

様式第１号の４（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内
木竹の伐採（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
林況	林種及び樹種	
	林齢	
	森林面積	
	総蓄積（ａ）	
施行方法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹齢	
	平均胸高直径	
	伐採材積（ｂ）	
	伐採材積歩合(b/a)	%
	関連行為の概要	
	伐採跡地の取扱い	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

添付書類
（１） 行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２） 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３） 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４） 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５） その他市長が指定する書類

様式第１号の５（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内
水面の埋立て（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における水面の埋立ての許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	埋立て面積	
	工事の方法	
	関連行為の概要	
	埋立て後の取扱い	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

添付書類
（１）　行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）　行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）　行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）　その他市長が指定する書類

様式第１号の６（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内
井戸の掘削（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における井戸の掘削の許可を受けたいので申請します。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
周辺井戸からの距離		
施行方法	井戸の種類	
	掘削の方法	
	土地の形質を変更する面積	
	掘削後の土地の形質	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

添付書類
（１）行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）その他市長が指定する書類

様式第１号の７（第５条関係）

長野市自然環境保全地域内
排水放流（変更）許可申請書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第１項（第４項）の規定により　　自然環境保全地域内における排水の放流の許可を受けたいので申請します。

建物の概要	設置場所	
	建築物の用途	延べ床面積
	利用状況	１　通年　　２　一時的
処理方法	し尿	１　汲み取り　　２　合併処理浄化槽
	生活雑排水	１　簡易浄化槽　　２　合併処理浄化槽
	放流方法	１地下浸透　２放流（a 側溝　b 用水　c 河川　d 湖沼）
浄化槽	名称・型式	
	前処理装置	グリストラップ　スクリーン　その他（　　）
	後処理装置	
	保守点検委託業者	
	清掃委託業者	
地下浸透装置	設計者	
	設備者	
	浸透面積	
	散水管	列の数　本、管径　、長さ　m、合計　m
	導入管	長さ　m、　管径
	水位点検孔	数　箇所、　管径
	井戸までの距離	
	浸透地の地表の利用計画	
着手予定日		年　月　日
完了予定日		年　月　日
備考		

添付書類
（１）　行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）　行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）　行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）　放流水の排水経路図（縮尺50分の１程度）
（６）　処理装置の配置図（縮尺50分の１程度）
（７）　合併処理浄化槽の認定シート又はし尿浄化槽の構造基準に適合していると認められた建築主事の確認書の写し
（８）　簡易浄化槽のカタログ又は設計書
（９）　前処理装置及び後処理装置のカタログ又は設計書
（10）　浄化槽法に基づく届出書の写し
（11）　その他市長が指定する書類

様式第２号（第７条、第８条関係）

長野市自然環境保全地域内非常災害
応急措置行為（行為着手）済届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第12条第５項（第７項）の規定により　　自然環境保全地域内において非常災害のために下記のとおり必要な措置を行いました。（下記の行為に着手していました。）

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の種類		
施行概要	施行面積	
	施行の方法	
	行為の規模・構造	
	施行後の土地の状況	
	施行後の周辺の取扱い	
	関連行為の概要	
非常災害の種類		
着手日		年　　月　　日
完了日		年　　月　　日
備考		

添付書類
（１）行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３）行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４）行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５）その他市長が指定する書類

様式第３号（第11条関係）

長野市自然環境保全地域内行為完了報告書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第14条の規定により　　自然環境保全地域内において実施した行為は下記のとおりです。

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の種類		
施行概要	施行面積	
	施行の方法	
	行為の規模・構造	
	施行後の土地の状況	
	施行後の周辺の取扱い	
	関連行為の概要	
着手日		年　　月　　日
完了日		年　　月　　日
備考		

様式第４号（第12条関係）

長野市自然環境保全地域内
開発行為事前協議書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第15条の規定により下記の開発行為について協議します。

行為の種類		
行為の目的		
行為地の地名、地番及び地目		
行為地及びその付近の状況		
施行計画の概要	施行面積	
	施行の方法	
	行為の規模及び構造	
	工事施行予定者の住所及び氏名	
	施行後の土地の状況	
	施行後の土地の管理	
	関連工事の概要	
	関連工事の規模	
予定年月日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日

添付書類
（１） 行為地の位置を明らかにした縮尺２万５千分の１以上の地形図
（２） 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及びカラー写真
（３） 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
（４） 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面
（５） その他市長が指定する書類

様式第５号（第15条関係）

長野市自然環境影響調査結果届出書

年　　月　　日

（宛先）長野市長

住所
氏名
連絡先（電話）
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市自然環境保全条例第16条の規定により　　自然環境保全地域内において実施した自然環境影響調査の結果は、下記のとおりです。

記

1　行為の場所
2　行為の規模
3　調査の結果
（1）　当該行為の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質
ア　特異な自然現象
イ　気　象
（ア）　気　温
（イ）　降水量
ウ　地　形
（ア）　地形分類
（イ）　傾斜分布
（ウ）　土地の安定性
（エ）　特異な地形
エ　表層地質等
（ア）　表層地質
（イ）　地質構造
（ウ）　土地の安定性
（エ）　特異な地質
オ　植　物
（ア）　生育種名
（イ）　群落分布状況及び群落組成

（ウ） 貴重な種、群落又は植生の分布状況、植生、植物社会学的特性、遷移過程等

（エ） 植生のもつ保全機能

カ 動 物

（ア） ほ乳類及び鳥類

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

（イ） 昆虫類、は虫類、両生類、魚類

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

（ウ） その他特殊な動物

a 生息状況

b 貴重種その他重要種の生息環境特性

キ 陸 水

（ア） 河川の流量及び形状

（イ） 湖沼の状況

（ウ） 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）又は化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、透明度等汚濁の状況

（エ） 水生生物の種類

ク 自然景観

（ア） 行為地及びその周辺の自然景観の状況

（イ） 行為地及びその周辺における主要展望地点の有無及び位置

（ウ） 主要展望地点の利用状況

ケ レクリエーション利用

（ア） 行為地及び行為地周辺の主要なレクリエーション地域の状況

（イ） 行為地及び行為地周辺の利用施設の位置、規模及び利用状況

（２） 当該行為の自然環境に及ぼす影響の内容及び程度

ア 特異な自然現象の改変の程度及び内容

イ 地 形

（ア） 地形の改変の程度及び内容

（イ） 土地の安定性の変化の程度

（ウ） 特異な地形の改変の程度及び内容

ウ 地 質

（ア） 表層地質の改変の程度及び内容

（イ） 土地の安定性の変化の程度

（ウ） 特異な地質の改変の程度及び内容

エ　植　物

（ア）　植生の消滅の有無並びに改変の程度及び内容

（イ）　貴重な種群落又は植生の消滅の有無及び改変の程度

（ウ）　(ア)及び(イ)に関して改変地域の周辺の植生等に及ぼす影響

（エ）　保全機能の変化の程度及び内容

オ　動　物

（ア）　貴重種その他重要種の生息環境の消滅の有無及び改変の程度

（イ）　(ア)に関して改変地域の周辺の貴重種その他重要種の生息環境に及ぼす影響

カ　陸　水

（ア）　河川の流量並びに流況の改変の程度及び内容

（イ）　湖沼の改変の程度及び内容

（ウ）　水質（ＢＯＤ又はＣＯＤ、透明度等）の変化

（エ）　水生生物の損耗の有無及び種類等の変化の程度

キ　自然景観

（ア）　主要展望地点からの眺望に与える影響

（イ）　自然景観の醸し出す雰囲気に与える影響

ク　レクリエーション利用

レクリエーション地域及び利用施設の消滅の有無及び改変の程度並びに利用状況の変化

（３）　当該行為の自然環境に与える影響の軽減措置

（４）　評　価

ア　代替案が考えられる場合には、その概要及び代替案と当該行為を比較した結果

イ　総合的評価

（５）　調査者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第６号（第17条関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写真

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

長野市長　　㊞

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

備考

１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係るそれぞれの法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。